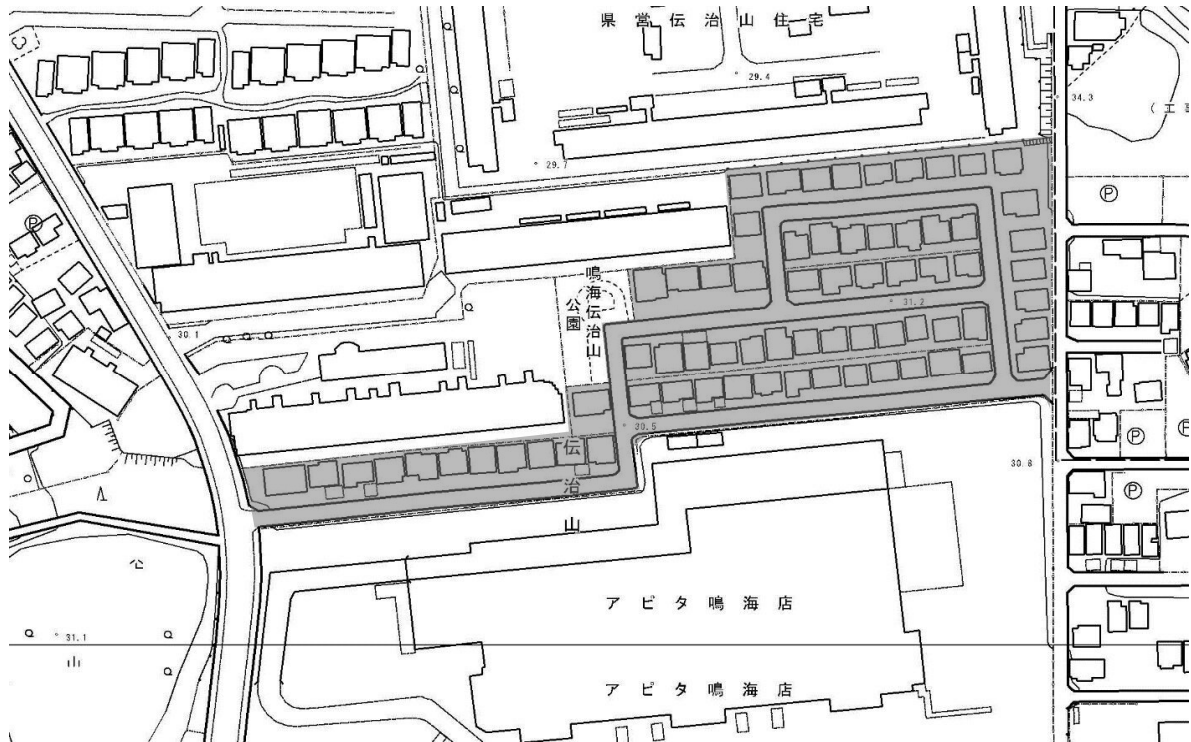


グローブガーデン野並南

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 緑区鳴海町字伝治山

【最初の認可】 平成13年7月10日 【最近の認可年月日】 令和3年7月30日 【認可番号】 3指令住建指第95号

【有効期間】 令和3年7月30日 より 10 年間 10年の期間延長有り

【用途地域】 準工業地域

【制限の概要】

- 1 建築物の用途は、一戸建住宅(兼用住宅を含む。)又はこれらに附属する建築物とする。
- 2 建築物の高さは、地盤面より10m以下、階数は地階を除き2以下としなければならない。
- 3 建築物の敷地は、分割してはならない。
- 4 敷地境界線までの外壁後退距離は1m以上、かつ、壁面後退が強化される敷地の部分については、2階以上の壁面後退距離を1.8m以上とする。
- 5 建築物の屋根、外壁等の形状及び色彩は、健全な住宅地及び自然環境に対して著しく不調和にならないよう配慮しなければならない。
- 6 建築物の敷地は盛土してはならない。ただし、運営委員会が住宅地の環境が損なわれないと認める場合は、この限りではない。
- 7 道路に面する垣又は柵は、生け垣又はフェンス等の透過性の高いものにする。ただし、地盤面から高さ0.3メートル以下となるフェンス等の基礎及び門柱は、この限りではない。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。